

公益社団法人いわき市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人いわき市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。（就業日数や収入の保障は行わない。）
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等を行うこと。
- (4) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であつて、理事会の承認を得た者。

ア いわき市に居住する原則として60才以上の者。

イ 健康な者であつて、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者。

(2)特別会員

特別会員は、センターに功労があつた者又は学識経験者でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得た者。

(3)賛助会員

賛助会員は、いわき市内に住所または事務所がある個人又は団体でセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4)正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(5)除名されたとき。

(6)全ての正会員及び特別会員の同意があつたとき。

(退会)

第9条 会員は理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2)センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又は役員報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は、総会の日2週間前までに、正会員及び特別会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した正会員及び特別会員のうちから選任するものとし、選任まで又は選任されない場合は、これを理事長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員又は特別会員として決議に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員及び総特別会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権の行使をし、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるもののほか、次の事項等を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の日時及び場所

- (2)正会員及び特別会員の現在数及び総会に出席した正会員及び特別会員の数
- (3)総会に出席した理事及び監事の氏名
- (4)議長の氏名
- (5)議決事項
- (6)議事の経過の概要及びその結果
- (7)議事録作成者の氏名

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第21条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とし、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、総会に報告する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。
- 4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務等を行う。

- (1)センターの財産の状況を監査すること。

- (2)理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- (3)財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又はこれを招集すること。
- (5)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。

3 理事又は監事は、法令又は第 21 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等及び費用)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3)センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

第 29 条 センターは、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定

める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2)規程の制定、変更及び廃止
- (3)センターの業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- (6)各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3)監事から第24条第4号の規定に基づく開催の請求又は招集があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、前条第3号により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3号により監事から請求があった場合には、請求のあった日から5日以内に理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開会の日の10日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に関らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 9 6 条(決議の省略)の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるもののほか、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1)理事会の日時及び場所

(2)理事の現在数

(3)理事会に出席した理事、監事の氏名

(4)議決事項

(5)議事の経過及びその結果

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 37 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 38 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 センターの事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)収支計算書

(4)貸借対照表

(5)正味財産増減計算書

(6)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(7)財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)

施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第42条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第45条の規定を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に寄附するものとする。

第 8 章 委 員 会

(委員会)

第 47 条 センターの事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。
- 4 委員は、無報酬とする。ただし職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 48 条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 49 条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日(平成 23 年 11 月 1 日)から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は、理事長 永山哲朗、業務執行理事は、常務理事 國井義人とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、登記を行い福島県知事に受理された日(平成 25 年 6 月 27 日)から施行する。